

報告事項 1

第四次茂原市子ども読書活動推進計画（案）に係わるパブリックコメントの実施について

第四次茂原市子ども読書活動推進計画については、第三次推進計画の計画期間が令和2年度をもって終了するにあたり、茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会において協議を進めてまいりましたが、「第四次茂原市子ども読書活動推進計画（案）」として取りまとめがなされたため別紙のとおり報告いたします。

1. 茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会委員（要綱第3条第1項）

| 職 | 区分 | 氏名 |
|----|----------------------|--------|
| 会長 | 教育部次長 | 佐久間 尉介 |
| 委員 | 学校教育課主幹 | 植草 佳代子 |
| 委員 | 小中学校代表者 (西小学校教頭) | 積田 裕子 |
| 委員 | 保育所代表者 (東郷保育所長) | 石渡 よしみ |
| 委員 | 幼稚園代表者 (豊岡幼稚園長) | 酒井 靖 |
| 委員 | 図書館代表者 (市立図書館副館長) | 西川 友美 |

2. 策定協議会日程等

| | 内容等 | 日程等 |
|-----------|--|----------------------|
| 第1回 | ①第三次計画の施策における検証と成果・課題について ②第四次計画の基本方針(案)について | 11月11日(水) |
| 事務局 作業 | 「読書活動のための具体的な取り組み(案)」を委員に送付し書面で意見を伺い、第四次計画(案)を取りまとめる | 第1回会議後 12月初旬まで |
| 第2回 | 第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)について 【具体的施策を中心に】 | 12月18日(金) |
| 第3回 | 第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)について 第四次推進計画(案)を教育委員会会議にて報告 | 書面会議 1月26日(火) |
| | パブリックコメント実施 | 2月1日(月) ～3月2日(火) |
| 第4回 | パブリックコメントで提出された意見について 教育委員会会議に議案として上程・策定 | 書面会議(予定) 3月24日(水) |

茂原市教育施策の大綱（案）

ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って
未来を主体的に生きる人づくり



令和3年4月

茂原市

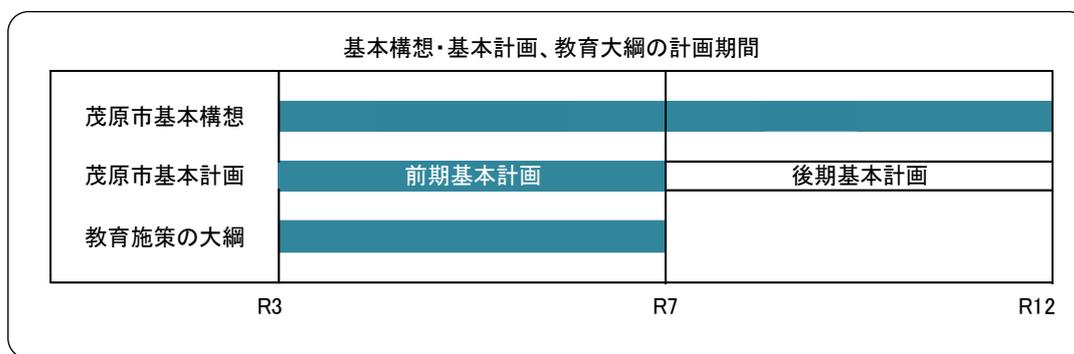
1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項には「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されています。

教育施策の推進にあたっては、市長と教育委員会とが協力し取り組んでまいります。

2 大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



3 基本構想、基本計画における教育施策の位置づけ

茂原市基本構想においては、「人が育ち文化と歴史がとけあうまち」を教育の基本テーマとして設定し、この基本構想に基づき、前・後期各5年を計画期間とする基本計画により各種施策の展開を図ってまいります。

茂原市教育施策の大綱については、基本構想、基本計画に基づき、人づくりを中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、今後5年間における重点施策の基本方針を定めたものです。

4 基本方針及び各種施策

本市の大綱の中では、4つの基本方針を定め、それに基づく各種施策を次のとおり実施します。

基本方針1 社会で生きる力の育成

(1) 確かな学力の育成

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

(2) 幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した保幼小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

(3) 国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

基本方針2 心を育む人間教育の推進

(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。

(2) 道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

(3) 読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むと共に、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

基本方針3 芸術文化・スポーツの振興

(1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。

文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

(2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

基本方針4 茂原を愛する心の育成

(1) 郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

老朽化の進んでいる学校施設については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

(3) 伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

(4) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

報告事項 3

令和 2 年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰について

令和 2 年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰の被表彰者について決定したので報告する。

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

令和3年度 茂原市奨学資金募集案内

本奨学資金は、貸付終了後、返還の義務が生じ必ず返還しなければなりません

申請書類は、必ず申請者が窓口にお持ちください。

奨学資金貸付制度について、申請者に理解をしてもらうため、代理の方のみの提出又は郵送での提出は受付しておりません。

受付期間：令和3年3月9日（火）から

3月25日（木）まで ※締切厳守

申請時に面接を行います。予約制となりますので、事前に来庁する日時を教育総務課（0475-20-1557）まで連絡をしてください。

1. 制度の目的

茂原市奨学資金貸付制度は、茂原市奨学資金貸付条例（昭和48年茂原市条例第8号）に基づき、大学、高等専門学校又は専修学校に入学が決定し、又は在学する者で、経済的理由などにより学資の支弁が困難と認められる者に対し、予算の範囲内において学資の貸付を行うことにより修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としています。

2. 貸付額

| 区分\種類 | 修学費（月額） | 就学支度費（入学時のみ） |
|--------------------|---------|--------------|
| 大学（大学院を除く・短期大学含む） | 月額5万円以内 | 15万円以内 |
| 高等専門学校（第4学年及び第5学年） | | |
| 専修学校（専門課程のみ） | | |

3. 貸付期間

奨学資金の貸付期間は、大学、高等専門学校又は専修学校の正規の修学期間を終了する月までです。

留年等により正規の修学期間を超える期間や大学院等に進学した場合等は、貸付を行いません。

ただし、学生である期間は、申請により返済を猶予することができます。

4. 貸付審査及び貸付決定

(1) 貸付の審査及び決定は、学力審査、収入審査、提出書類の内容審査及び面接の上で貸付の可否を決定します。なお、予算の範囲内で貸付を行うことから、貸付決定者が多い場合は、希望している貸付申請額を下回る額で決定されることがありますので、ご了承の上お申込みください。

【収入基準について】 4人世帯の収入の上限の目安はおよそ次のとおりです。

家族構成、授業料、通学形態等により収入基準は異なります。

| | | | | |
|--|---|-------|------------------|------------------|
| 父) 給与収入 母) 無収入 申請者) 4年生大学進学 弟妹) 公立高校生(自宅通学) | ⇒ | 通学形態 | 国立大学 (※約54万円) | 私立大学 (※約89万円) |
| | | 自宅通学 | 742万円 | 802万円 |
| | | 自宅外通学 | 800万円 | 849万円 |

※授業料

- (2) 貸付の可否は、4月上旬頃に郵送で申請者宛てに通知します。

奨学資金は、毎年5月と9月に、上半期分・下半期分として6か月分ずつ奨学生名義の千葉銀行の口座に振り込みますが、誓約書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出していない場合は、貸付を行いません。

5. 貸付要件

次のすべてを満たす方が奨学生の対象となります。

- (1) 保護者が、貸付けの申請の日の1年前から引き続き市内に住所を有すること。

※保護者：未成年の場合にあつては親権を行う者、後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいい、成年の場合にあつては父母又はこれらに準ずる者

※貸付期間中に申請者が市内に住所を有している場合でも、保護者がともに市外に転出したときは、貸付を取消します。

- (2) 大学、高等専門学校又は専修学校に入学が決定し、又は在学していること。

- (3) 経済的理由により修学が困難であること。

- (4) 学術優良かつ健康であること。

- (5) 下記の【条件】を満たす連帯保証人（2名）がたてられること。

※連帯保証人：民法第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金の債務を負担することになります。したがって、「保証人」とは違い、教育委員会は連帯保証人に対して直接、債務の履行を請求することができ、連帯保証人は催告・検索の抗弁権をもって債務の履行を拒否することはできません。

【条件】

- ① 奨学資金の債務を弁済する能力を有し、身元が確実で独立の生計を営む成年者であること。
 - ② 市町村民税等を滞納していないこと。
 - ③ 生活保護を受けていないこと。
 - ④ 債務整理中（破産等）でないこと。
 - ⑤ 1人は、申請者の保護者であること。
 - ⑥ 1人は、⑤の保護者とは別世帯で、次のaからeを満たす申請者の2親等以内（父母・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者）の者でないこと。
 - a. 返済完了時まで保証能力（返済能力）を有する者で、申請時において概ね65歳以下の者
 - b. 市町村民税が非課税でないこと。
 - c. 現在、茂原市奨学資金について貸付中の奨学生又は返済中の借受人の連帯保証人でないこと。
 - d. 申請者の配偶者（婚約者を含む。）でないこと。
 - e. 原則として千葉県内に住所を有すること。
 - ⑦ 兄弟姉妹で貸付けの申請をする場合（すでに1人が貸付を受けている場合も含む。）は、保護者以外の連帯保証人は、兄弟姉妹でそれぞれ別の方にしてください。同一人物をそれぞれの連帯保証人にした場合、奨学生として認められるのは1人のみとなります。
- (6) 茂原市指定金融機関である千葉銀行各支店（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）に申請者名義の口座があり、貸付終了後はこの口座を利用し口座振替によって返済できること。

6. 提出書類

※受付期間は、令和3年3月25日（木）までです。
 提出書類の中には、申請したその場ですぐに交付されない書類もありますので、ご注意ください。
 期間に余裕をもって準備してください。
 ※提出書類に不備がある場合や書類が揃っていない場合は、受付できません。
 ※下記の書類を提出していただきますが、必要に応じて追加の書類を提出していただくことがあります。
 ※本市奨学資金は他の奨学金制度と併用が可能ですが、他方の制度上では併願・併用不可となっている場合もありますので、十分ご確認の上でお申込みください。
 ※提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

| 種 類 | | 説明等 | ☑欄 |
|-----|--|--|----|
| ① | 奨学資金貸付申請書 (※指定様式) | <ul style="list-style-type: none"> 記載漏れがないようにしてください。 申請者の欄及び連帯保証人の欄は、必ず該当する本人が署名（押印）をしてください。 申請者と保護者で同じ印鑑の使用は不可です。 | |
| ② | 入学許可書等（写し） 又は 在学証明書（原本） | <ul style="list-style-type: none"> 新入学生…入学許可書、合格通知書等 在 学 生…在学証明書 | |
| ③ | 住民票（原本） | 申請者の世帯全員 | |
| ④ | | 保護者以外の連帯保証人のみ | |
| ⑤ | 令和2年中の収入状況を証明するもの | 申請者の世帯全員 | |
| ⑥ | | 保護者以外の連帯保証人 | |
| ⑦ | 滞納が無いことの証明書（原本） （又は） 納税証明書（原本） | <ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の2人分が必要です。 ※茂原市で課税されている方は、市民税課（2階）の窓口で取得できます。証明書の発行は、申請日から1週間ほどかかりますのでご注意ください。 滞納が無いことの証明書を発行していない市区町村の場合は、平成30年度から令和2年度分の納税証明書を提出してください。 連帯保証人の2人分が必要です。 課税されている市区町村で取得してください。 | |
| ⑧ | 連帯保証人の印鑑登録証明書（原本） | <ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の2人分が必要です。 | |
| ⑨ | 学業成績証明書（原本） | <ul style="list-style-type: none"> 校長、学長が証明するもの 新入学生…最終出身校から取り寄せてください。 学業成績証明書は、1年生から卒業までの成績です。 在 学 生…在学から取り寄せてください。 | |
| ⑩ | 学術優良かつ健康であることの推薦書（※指定様式） | | |

※4ページにも提出書類の記載があります。

| 種 類 | | 説明等 | ☑欄 |
|--|------------------------------------|--|----|
| ⑪ | 口座振替払申出書 (※指定様式) | 茂原市指定金融機関である千葉銀行各支店（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）のみ利用可能です。 ・申請者名義の口座となります。 ・奨学資金の振込、口座振替による返済口座として利用します。 | |
| ⑫ | 申請者名義の通帳（写し） 又は キャッシュカード（写し） | | |
| (その他注意事項) ・③④の住民票、⑦の滞納が無いことの証明書又は納税証明書、⑧の印鑑登録証明書は、書類提出日から3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・申請者の印鑑を持参してください。 | | | |

7. 今後のスケジュール（予定）

- (1) 申請受付期間 3月25日（木）まで
- (2) 貸付決定 4月上旬頃（申請者本人宛に通知します。）
- (3) 誓約書の提出 4月中旬
- (4) 奨学資金の振込 上半期分：5月中旬頃（就学支度金・修学費4月から9月分）
- (5) 受領書の提出 6月中旬
- (6) 奨学資金の振込 下半期分：9月中旬頃（修学費10月から3月分）
- (7) 受領書の提出 10月中旬
- (8) 現況報告書・在学証明書の提出 令和4年4月上旬

※誓約書や受領書等の書類を教育委員会が定める期日までに提出しない場合は、貸付を行いません。

8. 返済方法等

- (1) 貸付が終了した月の6か月後から貸付を受けた月数の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦での均等払い、又は一括で返済していただきます。貸付と同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済していただきます。
- (2) 奨学資金には利子は付きません（無利子）。
ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例（昭和47年茂原市条例第52号）の規定により計算した延滞金を加算して納付していただきます。
- (3) 返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は借受人及び連帯保証人に対して督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行使いたします。

【令和3年の延滞金の利率】

- ① 納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 ……年2.5%
- ② 納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 ……年8.8%

【 返済計画の例 】

| 就学支度費 (入学時) | 修学費 (月額) | 貸付 期間 | 貸付総額 | 返済額の目安 (月賦) | 返済 期間 | 支払 回数 |
|----------------|-------------|----------|-------------|------------------------------------|----------|----------|
| 150,000 円 | 50,000 円 | 6 年 | 3,750,000 円 | 17,500 円 × 214 回 5,000 円 × 1 回 | 18 年 | 215 回 |
| 無 | | | 3,600,000 円 | 17,000 円 × 211 回 13,000 円 × 1 回 | | 212 回 |
| 150,000 円 | 50,000 円 | 4 年 | 2,550,000 円 | 18,000 円 × 141 回 12,000 円 × 1 回 | 12 年 | 142 回 |
| 無 | | | 2,400,000 円 | 17,000 円 × 141 回 3,000 円 × 1 回 | | 142 回 |
| 150,000 円 | 50,000 円 | 2 年 | 1,350,000 円 | 18,750 円 × 72 回 | 6 年 | 72 回 |
| 無 | | | 1,200,000 円 | 17,000 円 × 70 回 10,000 円 × 1 回 | | 71 回 |

書類提出先・問合せ先

茂原市教育委員会 教育部 教育総務課（9階）

電 話：0 4 7 5 （ 2 0 ） 1 5 5 7 （直通）

F A X：0 4 7 5 （ 2 0 ） 1 6 0 7

メー ル：k-soumul@city.mobara.chiba.jp



報告事項 5

行事の共催、後援及び協賛について

令和2年12月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「共催」

| 開催期間 | | | | | 担当課 | 行事名 | 主催者 |
|------|---|---|----|--|-------|---------------|------------|
| 月 | 日 | 月 | 日 | | | | |
| 4 | | ～ | 11 | | 学校教育課 | 茂原市花いっぱいコンクール | 茂原市(環境保全課) |

「後援」

| 開催期間 | | | | | 担当課 | 行事名 | 主催者 |
|------|---|---|---|--|-------|-------------------------------|-------------|
| 月 | 日 | 月 | 日 | | | | |
| 2 | 6 | | | | 生涯学習課 | 第35回もばら音楽祭「トライアングル」オペラガラコンサート | もばら音楽祭実行委員会 |

「協賛」

| 開催期間 | | | | | 担当課 | 行事名 | 主催者 |
|------|----|---|---|----|-----------|----------------------|---------------------------|
| 月 | 日 | 月 | 日 | | | | |
| 3 | 14 | ～ | 3 | 16 | 美術館・郷土資料館 | 第46回 雁鴻会書展(御園生佳奈書作展) | 和洋女子大学 日本文学文化学科 書道専修(雁鴻会) |

令和3年第2回茂原市教育委員会会議日程
(2月定例会)

| 日程及び場所 |
|------------------------------------|
| 2月16日(火) 15:00～ 市役所9階901・902会議室 |

令和3年第3回茂原市教育委員会会議日程
(3月臨時会)

| 日程及び場所 |
|-----------------------------------|
| 3月8日(月) 15:00～ 市役所9階901・902会議室 |

令和3年第4回茂原市教育委員会会議日程
(3月定例会)

| 日程及び場所 |
|------------------------------------|
| 3月24日(水) 15:00～ 市役所9階901・902会議室 |

※ 13:15～ 第2回総合教育会議